

社会福祉法人みなの会 あまの園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人みなの会 あまの園（以下「当法人」という）定款8条及び21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定に於いて、次の各号に於ける用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員の内、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員の内、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、法第45条の8第4項で準用する一般法人法第196条、16第4項で準用する一般法人法第89条、18第3項で準用する一般法人法第105条で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益である。
費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事については、報酬を支給することができる。
この法人の理事に対する報酬の額は、別表第1「理事の報酬」の定める通りとする。
この法人の各理事の報酬総額は、月額上限額30万円以内とする。
また、具体的な報酬月額については、理事会で決定する。
- (2) 監事については、報酬を支給することができる。
この法人の監事に対する報酬の額は、別表第2「監事の報酬」に定める通りとする。
- (3) 評議員については、報酬を支給することができる。
この法人の評議員に対する報酬の額は、別表第3「評議員の報酬」に定める通りとする。
この法人の評議員の報酬総額は、年間280万円以内とする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 役員の内、当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対して、職員給与に加えて役員報酬を支給する。ただし、役員の内、当法人の職員を兼務し、かつ、職員給与の支給を受けている者に対しては、役員報酬を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による。

- (1) 理事に対する報酬は、毎月末日とする。ただし、その日が銀行休日日に当たるときは、前営業日に支払う。

- (2) 監事に対する報酬は、理事会・評議員会・その他会議等に出席した日数に従い、当月末日に支給する。ただし、その日が銀行休日日に当たるときは、前営業日に支払う。
- (3) 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときには立替金、積立金を控除して支給する。
- (4) 評議員に対する報酬は、評議会に出席した都度、支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の第一第二項に定める報酬等の基準を公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成30年4月1日より施行する。

別表第1（理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額30万円以内
理事	月額30万円以内
非常勤理事	月額30万円以内

別表第2（監事の報酬）

	報酬の額
理事会・評議員会・その他会議等への出席	日額3万円

別表第3（評議員の報酬）

	報酬の額
評議員会への出席	日額10万円